



長野県報

4月2日(木)
平成27年
(2015年)
第2662号

目 次

告 示

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定（障がい者支援課）	1
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定の取り消し（障がい者支援課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
公共測量の終了（2件）（建設政策課）	2

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（消防課）	2
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	4
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	5
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（教学指導課）	6
正誤（情報公開・法務課）	7
（森林づくり推進課）	7

告 示

長野県告示第178号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定しました。

平成27年4月2日

長野県知事 阿部 守一

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年 月 日
社会福祉法人アルプス福祉会	松本市大字寿豊丘609番地30	松本市巾上11番地20	平成27年 4月1日

障がい者支援課

名 称	住 所	事務所の所在地	取消年 月 日
社会福祉法人安曇野福祉協会	安曇野市豊科5126番地1	安曇野市豊科5712番地1	平成27年 3月31日

障がい者支援課

長野県告示第180号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木祖村大字小木曾4311の8・4313の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字小木曾4311の8・4313の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

長野県告示第179号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う次の者の指定を取り消しました。

平成27年4月2日

長野県知事 阿部 守一

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第181号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年4月2日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡白馬村大字神城字山崎13226のイ、13226のロの1、13226のロの2、13226のロの3、13226のロの4、13226のロの5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山崎13226のイ・13226のロの4・13226のロの5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、13226のロの1、13226のロの2、13226のロの3

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第182号

国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年4月2日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成26年6月20日から平成27年3月20日まで

3 作業地域

下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第183号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年4月2日 長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

2 作業期間

平成26年5月19日から平成27年3月13日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年4月2日

長野県知事 阿部 守一

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

平成27年度防災行政無線設備更新工事

3 工事箇所名

長野市南長野 長野県庁 他149箇所

4 工事概要

衛星系防災行政無線設備更新 一式

5 工期

長野県議会議決の日から平成30年3月20日まで（債務負担行為設定有り）

6 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 電気通信工事について入札参加資格を付与されていること。